

第 19 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 3 年 12 月 27 日、午前 9 時 00 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 19 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1 | 小山 勉 | 2 | 桐生さとみ | 3 | 石橋孝雄 |
| 4 | 藤生正浩 | 5 | 清水 茂 | 6 | 岡村奏一 |
| 7 | 本島一喜 | 8 | 柏瀬正雄 | 9 | 三田照子 |
| 10 | 星野雅彦 | 11 | 森山正和 | 12 | 河内義昭 |
| 13 | 長谷川良光 | 14 | 赤坂安一 | 15 | 遠藤茂太 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

| | |
|----|---|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は 15 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 17 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について</p> |
|----|---|

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第19回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時03分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 清水委員、12番 河内委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が6筆、面積が2,223㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が24筆、面積が9,458.8㎡となっております。

合計いたしまして、件数が21件、筆数が30筆、面積が11,681.8㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の8ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたし

ます。

1 2月の申請件数は2件でした。

1番、申請地は西場町地内の田、1, 443㎡です。譲受理由は、現在も耕作しており経営規模の拡大を図りたいため、譲渡理由は、後継者がおらず離農したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

25ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて2番、申請地は、羽刈町地内の田、902㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利であるため、譲渡理由は、労力が不足しており手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

26ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。本件は先に1番を上程いたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員

3番

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の25ページをご覧下さい。

調査年月日は令和3年12月16日、木曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、森山委員、本島委員、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。

申請地は田として適正に管理されていまして、譲受人の自作地については、合計8筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は現在譲受人が耕作しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

嶋田・本嶋推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号1番はそのように決定いたしました。
続いて2番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 7番 本島委員。

7番 7番 本島です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の26ページをご覧ください。
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。
申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計20筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。
申請地は現在、譲受人が自作地と一体的に耕作しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

平塚・山根推進委員 ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号2番はそのように決定いたしました。
続いて議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の9ページをお開きください。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。
こちらは、許可を受けた転用事業者に代わって承継者がいるとき、または事業計画の変更を希望する場合に行う手続きです。7月議案で太陽光事業地の

一部に住宅を建築する案件が、また、10月議案で駐車場用地を資材置場にす
る案件が承認されたことを覚えていらっしゃる方も多いと思います。

今回は、一般住宅用地として許可を受けたものの、家族の介護が続き、住宅
建築を断念せざるをえず、別の人物が承継者となり、住宅を建築することとな
ったものです。続く第3号議案の4番と関連する案件です。

当時、許可を受けた人物と異なるため、ここで事業計画の変更を行い、さら
に、5条許可申請を重ねて行うものです。

議案書27ページをご覧ください。変更前の土地利用計画図です。変更後が
28ページにあります。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に
投影)

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の10ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明
いたします。

12月の申請件数は7件、うち一般住宅4件、太陽光3件でした。議案書の
後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書29ページをお開きください。

1番、申請地は名草下町地内の田、105㎡ほか4筆、計3,250㎡です。
施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を1,710.
72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有
権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧
のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書35ページをお開きください。

2番、申請地は大月町地内の田、411㎡です。施設の概要は一般住宅1棟
で、延床面積118.41㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、
契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧
のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書36ページをお開きください。

3番、申請地は大月町地内の田、472㎡です。施設の概要は一般住宅1棟

で、延床面積107.65㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。名義人を追加するため、先月下りた許可を取り消して再度申請を行うもので、21ページの報告事項にあります。取消願が出されております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書37ページをお開きください。

4番、申請地は川崎町地内の畑、474㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積100.81㎡の2階建てを建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書38ページをお開きください。

5番、申請地は大沼田町地内の畑、366㎡ほか1筆、計468㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積145.74㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書39ページをお開きください。

6番、申請地は奥戸町地内の畑、922㎡です。太陽光発電パネル216枚を419㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。なお、6番の位置図、現地写真は、添付を失念したためモニターに映りません。申し訳ありません。

では、議案書40ページをお開きください。

7番、申請地は里矢場町地内の田、492㎡ほか1筆、計631㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル144枚を319.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請7件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

議長

11番

資料の29ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は336.9キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約370万円の売電収益となり、10年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

官地の草刈りや水路の堀さらいは、関連会社の太陽光発電事業地と併せて専門業者に委託し、適切に管理するとのことでした。また、発電事業者として、担当者が現地を定期的に確認し、委託業者に草刈りなどの必要な作業を指示しているとのことでした。

最後に、北側に存在する水路に砂利が落ちることがないように施工すること、申請地内で伐採した樹木は法律に基づいて適切に処理すること、ホタルが生育する自然豊かな地域であるため、周辺環境の保全に留意することをお願いし、承諾を得ました。

申請地は、東は山林、北は田および畑、南は転用済地、田および山林、西は河川です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草下町東部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹・青木推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から7番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

4 番
議長

暫時休憩をお願いします。
では、4 番 藤生委員の申出を受けて、暫時休憩といたします。

【午前9時33分 休憩】

議長

それでは審議を再開します。

【午前9時39分 再開】

議長

議案第3号 2番から7番を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 2番から7番はそのように決定いたしました。なお、事業計画の変更については、議案第2号や、議案第3号3番のように、内容によって手続きが異なってきます。ここで詳細は説明しませんが、許可後に変更が生じる場合は、必ず事務局に事前に相談をお願いします。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の12ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和3年12月28日公告予定分であります。

それでは、議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、28件で面積52,794㎡です。所有権移転は2件です。

では、貸借権設定についてですが、詳細が14ページから19ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。20ページをご覧ください。内容を説明いたします。

1番、申請地は羽刈町地内の田、面積749㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。

続いて2番、申請地は久保田町の田、面積1,514㎡ほか1筆 計3,682㎡で、売買価格は10a当たり約25万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、12月28日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から5番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、6番 岡村委員、10番 星野委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前9時43分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から5番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した3名の委員の出席を求めます。

【午前9時44分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の6番から28番及び所有権移転について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の6番から28番及び所有権移転は、そのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項について順次、事務局の報告を求めます。

副主幹 では、議案書21ページから、報告事項をご説明いたします。

まずは、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

申請地は大月町地内の田、面積472㎡、施設の概要は一般住宅用地で、許可年月日は令和3年11月26日、取消理由は、譲受人の母名義で融資を受けるには、母も転用許可を得る必要があったため、取消の日付は令和3年12月10日です。

続きまして、下の表、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。

これは農業用倉庫など、農作物の生産のために必要な施設について、農業用である旨証明を行うものです。この証明に基づき、課税が農業用施設として認識されます。農業用倉庫などについては、倉庫への進入部分や駐車場なども含めて2アール、200㎡未満という条件がございます。ただし、農業用の通路につきましては、面積の上限がありません。

今回の案件は、鵜木町地内の畑、面積は463㎡のうち198.5㎡で、施設の概要は農業用倉庫です。受付年月日は令和3年11月19日、処理年月日は令和3年11月25日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

申請地は名草下町地内の畑、現況 宅地、面積は135㎡、願出の理由は、昭和35年頃に住宅が建築され、現況が宅地の様相を呈しているで、受付の日付は令和3年11月30日、処理の日付は12月8日です。現地確認は事務局と遠藤委員で行っております。

続きまして、議案書22ページをお開きください。農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。今月は、1法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。

議長

報告は以上です。

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第19回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前9時49分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月25日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員